

洋上風力事業を完遂させるための 事業環境整備

2025年11月19日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

洋上風力の位置付けと事業完遂のための事業環境整備について

- 今年6月より、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための更なる事業環境整備について、本
合同会議において御議論いただき、一定要件下における海域占用許可の更新の原則化（下記のⅤ.）につ
いて整理された。
- 一方で、第1ラウンド事業の撤退により、黎明期にある我が国の洋上風力の現状や、持続可能な産業基盤
の確立とコスト低減を実現する観点から、第2ラウンド・第3ラウンドの事業完遂の重要性が改めて浮き彫
りになったところ。
- こうした点を踏まえ、以下の事業環境整備策について進めることとしたい。
Ⅰ～Ⅲについては、本資料の方針で進めたく、御確認いただきたい。
Ⅳ～Ⅶについては、本合同会議で整理済みのものや他の審議会等の議論を御紹介したい。

【事業環境整備策】

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| Ⅰ．長期脱炭素電源オークションへの参加 | →第2・第3ラウンド事業者のみが対象 |
| Ⅱ．価格調整スキームの公募開始時点までの遡及適用 | →第2・第3ラウンド事業者のみが対象 |
| Ⅲ．公募占用計画変更に係る柔軟な対応 | →第2・第3ラウンド事業者のみが対象 |
| Ⅳ．基地港湾の柔軟な利用を促進する仕組みの構築 | →今後の公募の選定事業者も対象に含む |
| Ⅴ．一定要件下における海域占用許可の更新の原則化 | →今後の公募の選定事業者も対象に含む |
| Ⅵ．再エネ価値が適切に評価されるための環境整備 | →今後の公募の選定事業者も対象に含む |
| Ⅶ．脱炭素電源に係る投資を促進するための支援 | →今後の公募の選定事業者も対象に含む |

選定後に実施される政策措置の適用及びそれに伴う計画変更についての考え方

- 過去及び将来の事業者選定プロセスに係る公募の信頼性を確保する観点から、公募時点において事業者に与えられていた、政策措置に係る予見性が担保されることが重要である。その上で、再エネ海域利用法に基づく公募における事業者の選定後に実施される政策措置の適用及びそれに伴う計画変更については、当該措置がもたらす様々な効果や影響を考慮しつつ、以下①～③の点を総合的に勘案し、その可否を判断すべきではないか。その際、透明性のあるプロセスで、丁寧な説明がなされることが重要である。

① 政策措置の適用の必要性・合理性

- ✓ 当該政策措置が、エネルギー基本計画、再エネ海域利用法の目的等に合致するか、総合的に国民全体の利益に繋がるか
- ✓ 当該政策措置が、電源横断的かつ一般的なものである場合、他の電源種を含め、他の再エネ発電事業者との公平性が確保されているか

② 公募における競争の要素に与える影響

- ✓ **供給価格**（国民負担の大きさ）
- ✓ **事業実施能力**（事業実施体制、資金・収支計画、事業スケジュール、発電設備の施工・維持管理・撤去の方法、サプライチェーンの強靱性、事業のリスク分析と対応 等）
- ✓ **地域調整・経済波及効果**（関係行政機関との調整能力、漁業等との協調・共生、国内・県内への経済波及効果）

③ 政策措置の適用前後における公募占用計画の一体性に与える影響

- ✓ 選定事業者が、選定当初の計画（発電容量、事業スケジュール等）から一体性を保って事業を継続できるか

- なお、当該政策措置の適用及びそれに伴う計画変更により、他の事業者等に影響が生じるおそれがある場合には、政策的観点からの配慮措置の要否を検討することも重要。

I .再エネ海域利用法に基づく洋上風力案件の長期脱炭素電源オークションへの参加に係る考え方（案）

- 現行制度上、洋上風力も長期脱炭素電源オークションへの参加が可能であるが、FIT/FIP案件については、固定費の二重回収を防止する観点から、FIT/FIP制度の適用期間中は、参加が認められていない。
- 他方で、再エネ海域利用法の公募案件（海域の占用許可を取得する上でFIP制度の適用が前提となる）であっても、ゼロプレミアム案件は、FIP制度の適用期間中に長期脱炭素電源オークションへの参加を認めたとしても、balancing cost相当分のFIP交付金を除き、固定費の二重回収の問題は生じない。
- 選定後に実施される政策措置の適用に係る考え方に照らすと、ゼロプレミアム案件の長期脱炭素電源オークションへの参加を認める措置について、以下のとおり評価することができる。

① 政策措置の適用の必要性・合理性

→当該措置による長期固定収入の確保によって洋上風力発電の電源投資の完遂が促進されることは、エネルギー安定供給と脱炭素の両立に資するとともに、洋上風力の将来的なコスト低減に不可欠な国内サプライチェーン等の構築の後押しとなる点で、国民全体の利益に繋がる。

また、長期脱炭素電源オークションは、脱炭素化に向けた新設・リプレイス等の巨額の電源投資に対して長期的な収入予見性を確保し、電源投資を促進するものとして、電源横断的に活用されている。

② 公募における競争の要素に与える影響

→ゼロプレミアム案件が、長期脱炭素電源オークションから経済的な便益を受ける場合は、国民負担の大きさを勘案した当時の評価の前提に影響する。

③ 政策措置の適用前後における公募占用計画の一体性に与える影響

→ゼロプレミアム案件が、長期脱炭素電源オークションから経済的な便益を受ける場合、資金収支計画の安定性は改善する。また、最終投資決定が当該オークションの落札後になる場合、事業スケジュールに影響する可能性はあるが、発電容量、施工方法等の事業計画には直接影響しない。

I.再エネ海域利用法に基づく洋上風力案件の長期脱炭素電源オークションへの参加に係る考え方（案）

- 前回の合同会議において確認された方針に基づき、前頁の①～③を総合的に勘案すれば、黎明期の洋上風力の事業の完遂の確度を高めるためには、長期脱炭素電源オークションの活用を可能とすることが必要である。
- このため、バランシングコスト相当分のFIP交付金を受領しないことを条件とする、再エネ海域利用法の公募案件のうちゼロプレミアム案件※による長期脱炭素電源オークションへの参加に向けて、関係審議会でも議論されることが望ましい。
※プレミアム発生の可能性を完全に排除するため、公募占用計画における供給価格を0円/kWhに変更することを要することとする。また、事業者選定時の公募占用計画における供給価格がゼロプレミアム水準でなかった事業が、事後的に当該変更を行った場合も含むこととする。
- また、今後の洋上風力に係る公募の供給上限価格や最低限満たすべき合理的な設備利用率の水準等を踏まえ、長期脱炭素電源オークションの要件（上限価格や設備利用率リクワイアメント、募集規模等）が検討されることが望ましい。
- 一方で、次回以降の公募の予見性の観点から、今回の措置は黎明期にある第2・第3ラウンド事業のみに適用することとし、次回以降の公募においては長期脱炭素電源オークションへの参加は想定しないこととする。

（参考）水素・アンモニア・CCS付火力の上限価格の引上げについて

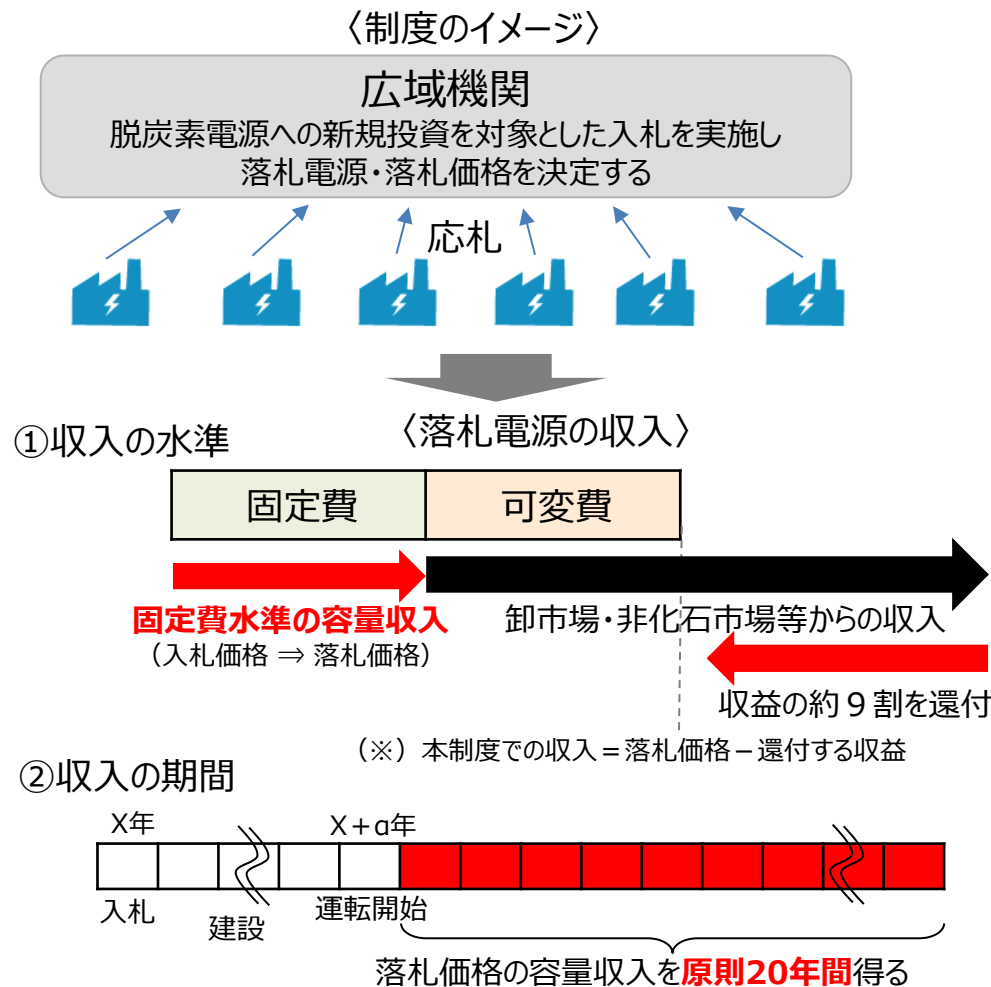
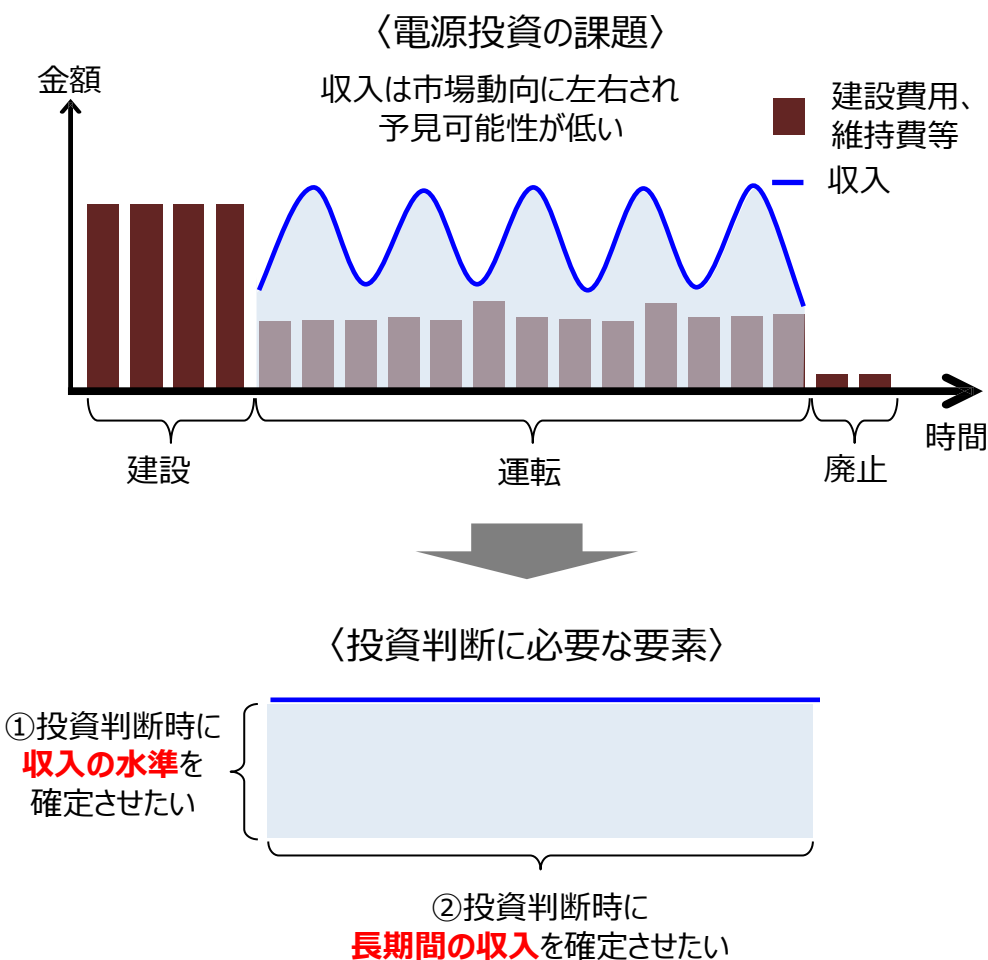
第102回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（2025/4/23）資料4より抜粋

<水素・アンモニア・CCS> 論点① 上限価格・可変費の支援範囲

- 水素・アンモニア、更には第3回入札から対象に追加するCCS付火力は、未だ黎明期のエネルギーであり、費用回収を認める費用の範囲や上限価格について特段の配慮を行わなければ導入が困難な面があることから、投資を促進するため、以下の①②の措置を講じてはどうか。
 - ① 水素・アンモニア・CCS付火力の上限価格は、（前述の）閾値20万円/kW/年に関わらず、（後述の）導入が可能となる水準まで引き上げる。
 - ② 燃料費等の可変費も、固定的な負担部分に限定せず、応札価格に算入可能とする。
- ただし、需要家負担にも配慮し、上記①②の措置は以下の③④を前提としてはどうか。
 - ③ ②の応札価格に算入可能とする水素・アンモニア・CCS付火力の可変費は、（水素・アンモニアの価格差支援制度を参考として）LNG・石炭の燃料代との価格差部分※に限定し、かつ、以下の点を考慮して発電所の設備利用率4割分までとする。 ※CCS付火力の可変費は、CCSを行うことで追加的に発生する部分。
 - 足下の火力発電所の平均的な設備利用率は、石炭火力が6割弱、LNG火力が4割強（次頁参照）だが、将来CP（炭素税）が一定の金額になれば、石炭火力とLNG火力の可変費（メリットオーダー）が逆転する可能性。
 - 設備利用率5割分の可変費を支援対象とした場合、実際の設備利用率が5割を切れば過剰支援となる。
 - 設備利用率3割分の可変費を支援対象とした場合、燃料の上流案件としての規模が小さくなり、案件形成が困難となるリスク。
 - ④ 水素・アンモニア・CCS付火力の募集上限を設け、第2回入札の既設火力の100万kWの募集上限よりも量を絞る。 ※具体的な量は後日議論。代わりに、既設火力の募集上限は撤廃。

(参考) 長期脱炭素電源オークションの概要

- 脱炭素電源への新規投資を促進するべく、脱炭素電源への新規投資を対象とした入札制度（名称「長期脱炭素電源オークション」）を、2023年度から開始。なお、FIT/FIP制度を適用する電源は参加対象とならない。
- 具体的には、脱炭素電源を対象に電源種混合の入札を実施し、落札電源には固定費水準の容量収入を原則20年間得られることとすることで、巨額の初期投資の回収に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する。



(参考) 過去の公募時点におけるパブリックコメント

(1) 「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針（案）」に関する意見募集の結果について（2022年12月28日）

ご意見の内容	ご意見に対する考え方
本公募はFIP制度が適用されるため、 <u>いかなる場合においても容量市場への参加はできない、という理解で正しいか。</u>	<u>ご理解のとおりです。</u> ただし、FIPの交付期間後に容量市場の参加要件を満たせば参加することは可能です。

(2) 「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針（案）」に関する意見募集の結果について（2024年1月19日）

ご意見の内容	ご意見に対する考え方
12月13日に公表されたラウンド2の結果において、多くの事業者がゼロプレミアム水準で公募に参加したということは、日本の洋上風力事業の一部は、政府の支援を必要とせずに実施可能であることを表している。そのため、R3以降の公募においては、ゼロプレミアム水準に加えて、「FIPによる支援不要」も選択可能とすべきである。また、 <u>支援不要とする場合においては、他の電源と同様、当該洋上風力事業の長期脱炭素電源オークションまたは容量市場への参加を認めるべき</u> である。	<u>本公募対象の事業では、FIP認定を受けることが前提となりますが</u> 、いただいたご意見は今後の制度設計の参考とさせていただきます。

Ⅱ. 価格調整スキームの公募開始時点までの遡及適用に係る考え方（案）

- 昨年の制度見直しにより、次回以降の公募においては資材価格等の変動を基準価格/調達価格に反映する価格調整スキームを適用することとした。事業者選定済みの案件についても、保証金の増額を含む新たな制度を受け入れる場合には、価格調整スキームを適用することとしたが、公募の公平性や国民負担への中立性を確保する観点から、当該措置適用後の将来の物価変動のみを基準価格/調達価格に反映することとした。
- 他方で、事業者からは、事業者選定済みの案件に価格調整スキームを適用する際、公募開始時点以降の物価変動を全て反映してほしいとの要望が寄せられている。
- 選定後に実施される政策措置の適用に係る考え方に照らすと、事業者選定済みの案件に公募開始時以降の物価変動を反映する措置について、以下のとおり評価することができる。

① 政策措置の適用の必要性・合理性

- 当該措置により基準価格の増額幅が大きくなる（又は減額幅が小さくなる）ことは洋上風力発電の電源投資の完遂に繋がるが、第2・第3ラウンドのうち、ゼロプレミアム案件ではなく、当該措置の効果が見込まれる案件は長崎県西海市江島沖（42万kW）のみであり、その効果は限定的である。
- 第2・第3ラウンドの事業者は、保証金の増額等の措置の適用を受けることを条件に、価格調整スキームの適用を受けるか否かについて選択できる中で、既に確定した物価変動（インフレ）に対して適用を行うことは、インフレ/デフレいずれの将来の物価変動に対しても中立的かつ機械的に対応することで、官民の適切なリスク分担を行う措置である価格調整スキームの前提との関係で齟齬が生じる。

② 公募における競争の要素に与える影響

- 公募開始時点よりも現在の方が物価指数が大きいため、基準価格の増額幅が大きくなる（又は減額幅が小さくなる）ことが確定することから、国民負担の大きさを勘案した当時の評価の前提に影響する。

③ 政策措置の適用前後における公募占用計画の一体性に与える影響

- 事業者の収益構造を含め、発電容量、事業スケジュール等の事業計画に影響せず、公募占用計画の一体性は損なわれない。
- 上記の点を踏まえると、事業者選定済みの案件に公募開始時以降の物価変動を反映することについては、公募の競争の要素に与える影響が大きいことや価格調整スキームの前提と齟齬が生じる点も考慮し、現時点において適用することは困難である。

(参考) 今般の措置の適用範囲について

第30回洋上風力促進WG・洋上風力促進小委員会 (2024年11月21日)
事務局資料より抜粋 (脚注を追記 (青字))

22

1. 第4ラウンド以降の事業者

- 今般の制度見直しについては、事業規律の強化※1やIRRの引下げが含まれるが、洋上風力発電を確実に完遂させる観点から、選択的な措置の適用は認めず、第4ラウンド以降の**応札・落札事業者に一律に適用**する。

※1 保証金は、第1～3ラウンドの公募占用指針において規定した保証金水準の約2倍とし、遅延期間に応じて段階的に没収。

2. 第1～3ラウンドの選定事業者※2 (第3ラウンドは事業者選定中)

- 第1～3ラウンドの選定事業者について、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させることの重要性に変わりはない一方で、事業規律の強化やIRRの引下げを含む今般の措置を一律に適用することは、事業の予見可能性を損なうことから困難と考えられる。
- ただし、事業の撤退・遅延の抑止、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させる観点から、保証金制度の見直しを含む今般の制度見直し※3を**受け入れる事業者に対しては、当該見直し後の措置を適用※4する**。

その際、公募の公平性や国民負担への中立性を確保する観点から、価格調整スキームについては、当該措置適用後の将来の物価変動のみを基準価格/調達価格に反映する。

※2 第1ラウンドには事業の遅延に伴う保証金の没収規定が無い

※3 事業者選定後のもの (保証金制度の見直し、価格調整スキーム) に限る

※4 適用を受け入れる選定事業者に対しては、当該事業者が選定されたラウンドの公募占用指針の変更 (保証金制度の見直し、価格調整スキーム) を行い、その後、変更された指針に基づく計画変更申請を行う必要がある。その際、当該変更申請が妥当であるかの判断については、学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取することとする

※ 第1～3ラウンド公募の選定事業者に適用する場合の変動前物価指数の算出に当たっては、計画変更申請日の属する月の直前の1年間における物価水準を参照。

Ⅲ. 公募占用計画の変更に係る柔軟な対応（案）

- 第1ラウンドの撤退の要因分析によれば、三菱商事コンソが事業の採算性を確保することができなくなった要因として、物価指数、USD/JPYやEUR/JPYの為替、金利がそれぞれ上昇した結果、風車調達費用、洋上工事費用、陸上工事費用の全てが公募参加時の見込みから2倍以上に増加したことが挙げられる。
- 第1ラウンドの撤退が生じた足下においては、持続可能な産業基盤の確立とコスト低減を実現する観点から、第2・第3ラウンドの事業完遂は極めて重要である一方、第1ラウンドの事業と同様、当該事業にもインフレ、為替変動、金利上昇等の影響が生じており、長期脱炭素電源オークションの活用に加え、風車メーカーやサプライヤー間の競争環境の維持による適切な製品の調達等によるコスト低減が重要であるほか、地盤調査等の結果により、設計の見直しや施工方法の変更が必要となる場合もある。
- 他方で、これらの対応を採るためには公募占用計画の変更が必要であるが、第2・第3ラウンドの公募占用指針においては、計画変更の認定に当たって、公共の利益の一層の増進への寄与の見込み又はやむを得ない事情があることが必要であること（再エネ海域利用法第18条第2項第2号）に加え、審査及び評価の結果が下がる方向での変更ではないことに留意することが必要とされている。また、計画変更により迅速性の評価点が下がる場合には、保証金の没収要件に該当することとなる。
- この点、昨年、合同会議において、風車メーカー等から契約解除の申し出があった場合や入札時に取得した見積り等を著しく上回るような条件が提示される場合など、事業継続のために変更せざるを得ない状況にある場合には風車メーカー等の変更を認めることや、保証金の没収免除要件である「選定事業者の自己の過失によらないものであること」等の判断にあたっては、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取することと考え方を整理した。
- 今般、上記の整理に加えて、第2・第3ラウンドの事業完遂の重要性を踏まえ、第2・第3ラウンドの事業については事業の継続のためにやむを得ない場合には、長期脱炭素電源オークションの活用や風車メーカー等の変更、これらに伴う資金収支計画の変更やスケジュールの遅れ等により審査及び評価の結果が下がる方向での変更を含め公募占用計画の変更を柔軟に認めることと整理する。ただし、公募の公平性に与える影響の大きさには留意し、計画変更の認定の判断に当たっては、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取することとする。

Ⅲ.事業計画の柔軟性に関する考え方

- 世界的なサプライチェーンの逼迫やインフレ、為替変動の影響により、風車の主要製品等の価格が上昇し、プロジェクトの事業性に影響を与えている。特に、ブレードやナセル等の主要製品の価格上昇は影響が大きく、製品間の競争環境を維持しながら、コスト低減を図っていくことが重要となってきた。
- 他方で、公募占用計画において、ブレードやナセル等の主要製品について計画変更することは、関連するサプライチェーンも連動して影響を及ぼすことから、慎重な判断が必要となる。
- このため、風車メーカーの撤退等の一定の要件を満たした場合に限り主要製品の変更も認めるなど、考え方を整理※1する。その際、迅速性の評価点が下がる場合には、保証金の没収要件に該当することから、当該要件についても整理※2する。
 - ※1 風車メーカー等に係る変更については、第2ラウンド公募占用指針のパブコメ回答として、「風車メーカーが撤退した場合は、その時点で公募占用計画が取り消されるわけではなく、公募占用指針第9章（5）に基づく計画変更を行うことができれば事業を継続することができる（No.22）」と回答している。
 - ※2 保証金の没収免除要件である「選定事業者の自己の過失によらないものであること」等の判断にあたっては、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取することとする。
- また、サプライチェーンの強靱化を図るためには、更なる国内サプライチェーンの構築と成熟が必要となることから、電力安定供給（サプライチェーンの強靱化）の評価点が高くなるような計画変更については奨励すべく、考え方を整理する。

(参考) 昨年の合同会議における公募占用計画の柔軟性に係る議論

第30回洋上WG合同会議（2024/11/21）資料1より抜粋

Ⅲ.事業計画の柔軟性に関する考え方

再エネ海域利用法第18条第2項（公募占用計画の変更等）

- 2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による変更の認定の申請があったときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。
- 一 変更後の公募占用計画が第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる基準を満たしていること。
- 二 当該公募占用計画の変更をすることについて、公共の利益の一層の増進に寄与するものと見込まれること又はやむを得ない事情があること。

第2ラウンド公募占用指針 （第9章（5）公募占用計画の変更に係る事項）

1) 変更を認める場合の基準

・・・なお、認定公募占用計画は、公募に基づく審査及び評価を経て認定されたものであり、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更は好ましくないため、その変更理由が真にやむを得ないものであるか確認した上で判断する。

また、変更の認定の判断に当たっては、法第18条第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合することが明らかでない場合など、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取することも考慮する。

風車メーカー等の計画変更に係る要件の整理

- ・風車メーカー等の変更を「やむを得ない事情」として整理するためには、**以下の2点をいずれも満たすことを要件**とする。
- ①インフレ等の影響により、公募占用計画に記載されたリスクシナリオを遥かに上回る状況が生じるなど、事業継続が困難な状況であること。
- ②その上で、相手側との価格交渉の結果、相手側から契約解除の申し出があった場合や入札時に取得した見積り等を著しく上回るような条件が提示される場合など、事業継続のために変更せざるを得ない状況であること。

電力安定供給が高まる計画変更に係る要件の整理

- ・電力安定供給の評価点が高くなるような計画変更については、**「公共の利益の一層の増進に寄与する」ものとする。**

風車メーカー等の計画変更に係る要件の整理

- ・風車メーカー等の変更は環境アセスやWF認証などに影響するため、**1～2年程度運転開始時期が遅れることが想定**されるため、**迅速性の評価点が下がる**ことが見込まれる。
- ・このため、変更申請を行う事業者に対しては、**下がった評価点を上げるための追加的な取組を求めていく。**（例えば、電力の安定供給（サプライチェーンの強靱化）についての追加的な取組等）
- ・上記要件を踏まえた上で、個々の変更申請については、**第三者委員会の意見も踏まえて判断**していくこととする。

Ⅲ.事業計画の柔軟性に関する考え方

第2ラウンド公募占用指針

(第5章(3) 保証金に関する事項)

3) 保証金の没収に関する事項

- ii) 第2次保証金及び第3次保証金の没収事由（没収事由7：全額没収）

当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始（※）をしなかったこと（ただし、激甚災害による直接の被害、武力行使による直接の被害その他当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象が生じた場合は除く。）

※運転開始：市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始すること

4) 第2次保証金及び第3次保証金の没収免除

- ii) 第2次保証金及び第3次保証金の没収免除を受けるための要件

・・・没収事由7については、以下の①、②の要件のいずれかを満たすもの又は③、④の要件をどちらも満たすものとする。・・・

①（激甚災害による直接の被害）

②（武力行使による直接の被害）

③ 選定事業者の自己の過失によらないものであること

④ 当該事象による障害が取り除かれ次第、選定事業者が遅滞なく事業を進める意思と経済的・技術的能力を有すると判断ができること

保証金没収要件の整理

- ・迅速性の評価点が下がってしまう日までに運転開始をしなかった場合には、保証金を全額没収することとしているが、**免除要件として以下の3点を規定**している。

- 激甚災害による直接の被害
- 武力行使による直接の被害
- その他当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象**

- ・また、その他当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象としては、「**選定事業者の自己の過失によらないものであること**」を要件の一つとしているが、**当該要件について、以下のとおり整理**する。

○自己の過失による事象

- ・施工不良に伴う遅延
- ・地質調査不足に伴う遅延
- ・サプライヤー由来の遅延 など

○自己の過失によらない事象

- ・地震に伴う遅延
- ・極端な気象条件に伴う遅延
- ・パンデミックに伴う遅延
- ・行政の責による許認可遅延 など

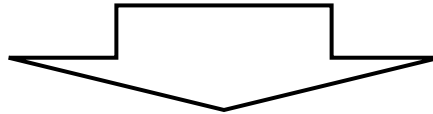
IV. 基地港湾の柔軟な利用を促進する仕組みの構築

事業者・業界団体の要望事項

- 本年6月の第32回・第33回合同会議において、事業者・業界団体より、洋上風力の電源投資を確実に完遂させるため、収入増・コスト減につながる制度面の環境整備に向けて、基地港湾の利用（貸付料、原状回復、EEZを見据えた港湾利用）に係る負担軽減に関する事業環境整備策の要望があったところ。

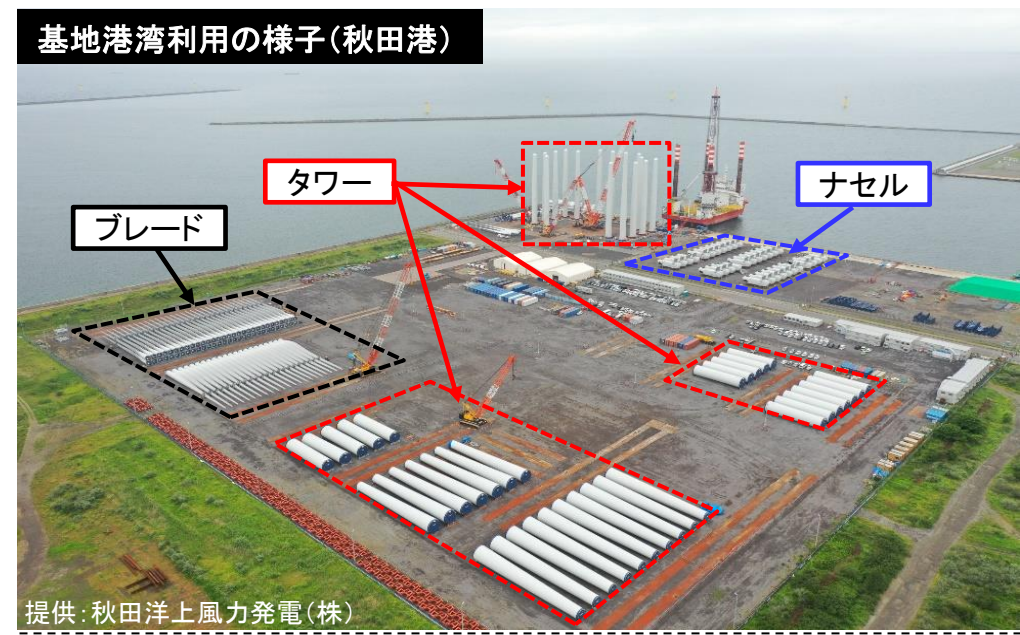
要因分析で明らかになった課題

- 複数港を一体的に利用することで施工の効率化を図ることが望ましいとの第1ラウンド事業者の見解を踏まえると、基地港湾の柔軟な利用の仕組みは事業環境整備における一つの検討課題と考えられる。

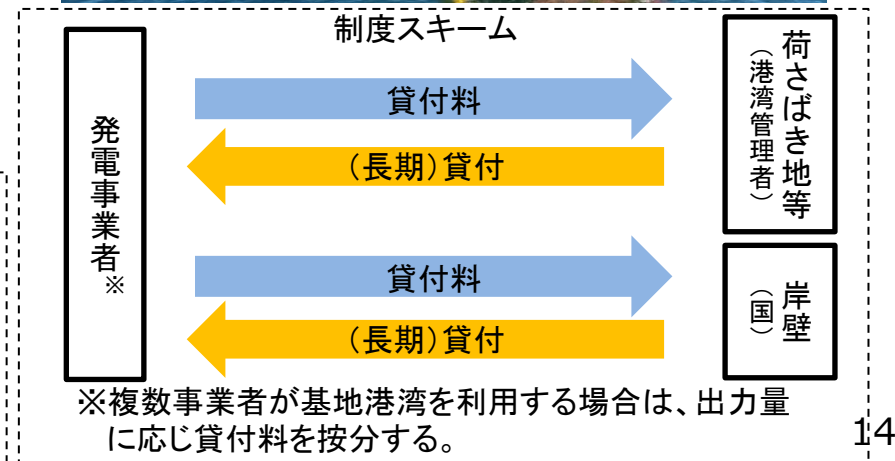


今般、事業環境を整備するにあたり、事業者・業界団体の要望等を踏まえ、事業者負担の軽減や施工の効率化等の観点から、基地港湾の柔軟な利用を促進する仕組みの構築に向けて検討を進める。

- 令和元年改正港湾法において、国土交通大臣が、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭（洋上風力発電設備の設置及び維持管理に利用される埠頭）を有する港湾を基地港湾として指定し、発電事業者に当該港湾の同埠頭を長期間（最大30年間）貸し付ける制度を創設。
- 現在までに、青森港、秋田港、能代港、酒田港、鹿島港、新潟港及び北九州港の計7港を基地港湾に指定。
- 基地港湾の指定については、洋上風力発電の案件形成の状況等を踏まえ、指定済みの基地港湾を最大限活用しつつ、基地港湾の指定の必要性が高まった段階で、指定に係る基準への適合性を確認したうえで指定の判断を行う。
- また、令和7年改正港湾法において、広域的な基地港湾の利用調整を行う利用調整協議会制度を創設。



- 【基地港湾の指定に係る基準】
- ・港湾計画における「海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域」の位置づけ
 - ・係留施設及び荷捌き施設に必要な地盤強度及び面積
 - ・係留施設の構造の安定
 - ・当該港湾の利用状況と周辺の洋上風力発電の導入量の現状・将来見通し
 - ・2以上の者の港湾の利用見込み



背景・趣旨

- 洋上風力発電については、「第7次エネルギー基本計画(令和7年2月閣議決定)」において、2030年までに10GW、2040年までに浮体式も含む30～45GWの案件を形成することを目指すこととしており、また、令和7年6月にはEEZへの洋上風力発電の設置に係る許可制度を創設する改正法が成立した。
- 更に、令和7年8月、洋上風力産業ビジョン(第2次)において、2029年度を目処に大規模浮体式洋上風力発電の案件形成を行うとともに、2040年までに15GW以上の案件形成を行うことを政府目標として掲げている。
- 浮体式洋上風力発電の海上施工等に関する官民WGで整理した海上施工シナリオ等を踏まえ、浮体式の大量導入に必要とされる港湾機能等について検討するため、「洋上風力発電の導入促進に向けた港湾のあり方に関する検討会」を開催する。

主な検討項目

- 浮体式の大量導入に必要とされる港湾機能等の検討
- 浮体式に対応した基地港湾の管理及び運営のあり方の検討

委員

【有識者(敬称略)】

- ・日本大学 理工学部海洋建築工学科教授
 - ・足利大学 名誉教授
 - ・早稲田大学 法学学術院 教授
 - ・東京理科大学 創域理工学部社会基盤工学科 嘱託教授
 - ・横浜国立大学 名誉教授、放送大学 名誉教授
 - ・京都大学 経営管理大学院 特命教授
- 居駒 知樹
 - 牛山 泉
 - 河野 真理子
 - 菊池 喜昭
 - 來生 新(座長)
 - 渡部 富博

【関係団体】

(一財)沿岸技術研究センター、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所、(一財)港湾空港総合技術センター、(一社)日本埋立浚渫協会、(一社)日本港運協会、(公社)日本港湾協会、(一社)日本風力発電協会、(一社)再生可能エネルギー長期安定電源推進協会、浮体式洋上風力建設システム技術研究組合、浮体式洋上風力技術研究組合
※下線部は令和7年度より新たに参加した構成員

【行政関係者】

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課風力事業推進室、国土交通省港湾局計画課、同産業港湾課、同海洋・環境課、国土交通省海事局海洋・環境政策課

開催状況

第1回: 令和7年11月11日(火) ※令和8年度中にとりまとめ予定。

V. 一定要件下における海域占用許可の更新の原則化

- 本合同会議において、海域の占用期間に係る一般海域における公募制度の運用指針（以下、運用指針）の改訂案を提示し、改訂の方向性について、概ね了承をいただいたところ。
- 今後、パブリックコメントを経て、運用指針が改訂された場合、この運用指針の下、次回の公募占用指針を策定することとなる。
- 一方、これまでの第1～3ラウンドの公募占用指針における公募占用計画の認定有効期間終了後の扱いについては、策定当時の運用指針に基づき、規定されているところ、**今般の運用指針の改訂案を受けて、過去ラウンドの公募占用指針も同様の運用とする。**
- その際、選定後に実施される政策措置の適用に係る考え方に照らし、海域占用期間に係る第1～3ラウンドの公募占用指針を運用指針の改訂案に合わせて見直す措置は、以下のとおり評価することができる。
 - ① **政策措置の適用の必要性・合理性**
→ **既存施設の有効活用**の観点からも運用指針が見直され、**各海域の運用を統一**するという点で**合理的**であり、**事業の予見性を確保する点から必要性**も認められる。
 - ② **公募における競争の要素に与える影響**
→ この措置を適用したとしても、当初の占用期間については、再エネ海域利用法に基づき最大30年間であることは変わらず、**競争の公平性に影響は与えない**。
 - ③ **政策措置の適用前後における公募占用計画の一体性に与える影響**
→ 一定の要件の下、認定公募占用計画の有効期間終了後における当該促進区域内海域の**占用許可の更新を原則認めること**としたものであり、**公募占用計画の一体性は損なわれない**。
- 以上のことから、運用指針の改訂案を踏まえて、**第1～3ラウンドの海域の占用期間に係る公募占用指針について、早期に見直す予定**。ただし、公募占用指針の見直しに当たっては、運用指針を改訂した後に、パブリックコメントを実施することとなる。

V. 一定要件下における海域占用許可の更新の原則化

一般海域における占用公募制度の運用指針

【改訂案】

2章2.2) ①

なお、認定有効期間の終了後の占用については、選定事業者が、**本法第10条第1項に基づく占用許可の更新を希望するときは**、①当該促進区域を引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②**選定事業者が事業を継続することが、電力の安定的・経済的な供給の観点から合理的であること**、③選定事業者による占用が占用許可審査基準に適合していることの全てに該当する場合、**当該**占用許可の更新が認められることを**原則とする**。

（中略）

第4章1. (1) 2)

なお、第2章2.(1)2)に記載のとおり、一定の要件に該当する場合、本法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められることを**原則とする**。選定事業者が認定有効期間終了後における促進区域内海域の占用の許可の更新を希望する場合は、公募占用指針に記載された維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画（占用の期間を含む。）を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣は適切に占用許可期間を審査した上で占用の許可を与えるものとする。

【現行】（令和4年10月改訂以降）

2章2.2) ①

なお、認定有効期間の終了後の占用については、占用許可期間内に選定事業者が洋上風力発電設備を撤去した後、当該促進区域において発電事業を行おうとする事業者を改めて公募することを原則とする。

ただし、①当該促進区域を引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②当該促進区域において発電事業を行おうとする事業者を再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③選定事業者による占用が占用許可審査基準に適合していることの全てに該当する場合、本法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められることがあり得る。

（中略）

第4章1. (1) 2)

なお、第2章2.(1)2)に記載のとおり、一定の要件に該当する場合、本法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められることがあり得る。選定事業者が認定有効期間終了後における促進区域内海域の占用の許可の更新を希望する場合は、公募占用指針に記載された維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画（占用の期間を含む。）を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣は適切に占用許可期間を審査した上で占用の許可を与えるものとする。

V. 一定要件下における海域占用許可の更新の原則化

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針		
【改訂案】	令和4年10月以降の公募	令和4年10月までの公募
第2章（4）3） なお、認定有効期間の終了後の占用については、選定事業者が、本法第10条第1項に基づく占用許可の更新を希望するときは、①当該促進区域を引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②選定事業者が事業を継続することが、電力の安定的・経済的な供給の観点から合理的であること、③選定事業者による占用が占用許可審査基準に適合していることの全てに該当する場合、当該占用許可の更新が認められることを原則とする。 （中略） 第6章（2）3）i） ※ なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用の取扱いについては、第2章（4）3）「占用の期間」に記載のとおりである。 ※公募占用計画の認定の有効期間の終了後における促進区域内海域の占用許可の更新を前提とした公募占用計画の作成・提出は認められない。 （中略） 第9章（7）2）i） なお、第2章（4）3）に記載のとおり、一定の要件に該当する場合、本法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められることを原則とする。選定事業者が認定有効期間終了後における促進区域内海域の占用の許可の更新を希望する場合は、公募占用指針に記載された維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画（占用の期間を含む。）を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣は適切に占用許可期間を審査した上で占用の許可を与えるものとする。	第2章（4）3） なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、占用許可期間内に事業者が洋上風力発電設備を撤去した後、事業者を改めて公募することを原則とする。ただし、①引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③占用許可審査基準に適合していることの全てに該当した場合、法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められることがあり得る。 （中略） 第6章（2）3）i） ※ なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用の取扱いについては、第2章（4）3）「占用の期間」に記載のとおりである。 ※公募占用計画の認定の有効期間の終了後における促進区域内海域の占用許可の更新を前提とした公募占用計画の作成・提出は認められない。 （中略） 第9章（7）2）i） なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用の取扱いについては、第2章（4）3）占用の期間に記載のとおりである。認定有効期間終了後における促進区域の占用を継続する場合には、再度、占用のために国土交通大臣の許可をとる必要がある。 占用の許可を更新する場合は、公募占用計画で定める維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画（占用の期間を含む。）を提出し、それを許可条件として許可を与えるものとし、この際、適切に占用許可期間を審査する。	第2章（4）3） なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、当該期間の終了前に、経済産業省と国土交通省が促進区域内海域の利用又は保全及び国民負担軽減等の観点から新たに公募を実施せず、占用の延長の申請を認めると判断し、かつ、事業者が改めて占用のための国土交通大臣の許可を取得した場合に、占用の更新が認められる。 （中略） 第6章（2）3）i） ※ なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、当該期間の終了前に、経済産業省と国土交通省が本促進区域内海域の利用又は保全及び国民負担軽減等の観点から新たに公募を実施せず、占用の延長の申請を認めると判断し、かつ、事業者が改めて占用のための国土交通大臣の許可を取得した場合に、占用の更新が認められる。 （中略） 第9章（7）2）i） なお、認定有効期間終了後における促進区域の占用を継続する場合には、再度、占用のために国土交通大臣の許可をとる必要がある。 占用の許可を更新する場合は、公募占用計画で定める維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画（占用の期間を含む。）を提出し、それを許可条件として許可を与えるものとし、この際、適切に占用許可期間を審査する。

（参考）促進区域の指定基準と占用許可審査基準

- 促進区域の指定基準は再エネ海域利用法において定められている。
- 占用許可審査基準については、促進区域内海域の占用、土砂の採取、施設又は工作物の新設又は改築、海底の掘削、廃物の投棄等にあたって、すべからく適用されるものである。

促進区域の指定基準

再エネ海域利用法

第8条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって次に掲げる基準に適合するものを、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定することができる。

- 一 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施について気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること。
- 二 当該区域の規模及び状況からみて、当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、海洋再生可能エネルギー発電設備を適切に配置することが可能であると認められること。
- 三 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること。
- 四 海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること。
- 五 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。
- 六 漁港及び漁場の整備等に関する法律（中略）の規定により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域、港湾法（中略）に規定する港湾区域、（中略）都道府県知事が公告した水域、海岸法（中略）の規定により指定された海岸保全区域、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（中略）に規定する低潮線保全区域又は（中略）公告した水域と重複しないこと。

占用許可審査基準

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域等許可規則（地方整備局規則）

第7条 局長は、第4条第1項の許可を受けようとする者から、促進区域内海域占用許可申請書（第1号様式）、（中略）の提出があった場合は、次に掲げる事項について遅滞なく審査を開始するものとする。

（1）法第17条第2項に基づき公示した海域の占用

- ① 法第17条第1項に基づき認定された公募占用計画に適合していること
- ② 協議会の構成員である関係漁業者の団体その他の利害関係者の了解を得ていることが書面にて確認できること
- ③ 促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないこと
- ④ 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置により占用する場合においては、当該設備が適切に維持管理され、かつ、当該設備が備える係留施設に必要とされる性能が港湾法第56条の2の2に定める基準を満足するものであること

（2）（1）以外の場合における促進区域内海域の占用

- ① 占用の目的が適正であること
- ② 占用の期間が適正であること
- ③ 占用の場所が適正であること
- ④ 占用の方法が適正であること
- ⑤ 船舶の航行に支障を及ぼさないこと
- ⑥ 安全対策及び環境対策が適正であること
- ⑦ 当該占用により影響を受ける、協議会の構成員である関係漁業者の団体その他の利害関係者の了解を得ていることが書面にて確認できること
- ⑧ 促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないこと
- ⑨ 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置により占用する場合においては、当該設備が適切に維持管理され、かつ、当該設備が備える係留施設に必要とされる性能が港湾法第56条の2の2に定める基準を満足するものであること

（3）土砂の採取（略）

（4）施設又は工作物の新設又は改築（略）

（5）海底の掘削又は切土その他海底の形状を変更する行為（略）

（6）海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域ごとに国土交通大臣が指定する廃物の投棄（略）

（参考） 参照条文

- 認定公募占用計画の有効認定期間が終了した後、選定事業者が占用許可を更新し、事業を継続する場合、許可が認められる占有期間は最大10年となる。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）（抄）

（促進区域内海域の占有等に係る許可）

第十条 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域（政令で定めるその上空及び海底の区域を含む。以下「促進区域内海域」という。）において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、促進区域内海域の利用又は保全に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める行為については、この限りでない。

一 促進区域内海域の占有

二 土砂の採取

三 施設又は工作物の新設又は改築（第一号の占有を伴うものを除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、促進区域内海域の利用又は保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為

2 国土交通大臣は、前項の行為が促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならない。

3 （略）

4 第一項の許可に係る同項第一号の促進区域内海域の占有の期間は、三十年を超えない範囲内において政令で定める期間を超えることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

5 （略）

6 （略）

7 （略）

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令（平成三十一年政令第四十六号）（抄）

（占有の期間）

第五条 法第十条第四項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる占有の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 容易に移転し、又は撤去することができる構造の施設又は工作物による占有 五年

二 法第十九条第一項に規定する認定公募占有計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による占有 三十年

三 前二号に掲げるもの以外の占有 十年

VI. 再エネ価値が適切に評価されるための環境整備

第74回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2025年6月3日）資料1より抜粋

再エネ価値が適切に評価される環境の整備

- 今後の再エネ導入に当たっては、FIT制度から自立した形（FIP制度・非FIT/非FIP）での導入を想定している。また、既認定FIT電源についても、「将来的には全ての電源についてFIP移行が望ましい」という政策方針の下、FIP移行を促進するための事業環境整備を強力に推進しているところ。
- こうした中で、再エネ発電事業者が長期安定的に事業を実施するためには、再エネ電源が有する再エネ価値が適切に評価されて取引されることが重要となる。
 - ① 現在、成長志向型カーボンプライシングの制度整備を段階的に発展させているところであり、2026年度からは、より実効可能性を高めるため、排出量取引を法定化することとしている。カーボンプライシングは、相対的に再エネ電源のコスト競争力を高める効果があると評価できる。
 - ② 非化石価値取引市場については、約定価格が上限値となっている回もあるが、これまでの多くの入札で、売入札量が買入札量を上回り、約定価格は下限値に張り付いている状況。相対契約の交渉に当たっては、こうした約定価格が実質的な「価格指標」として参照されているとの指摘もある。再エネ電源投資を促進していく観点から、適正な再エネ価値の価格形成のあり方について、どのように考えるか。
 - ③ 省エネ法等に基づき、特定事業者等（原油換算で1,500kl/年以上のエネルギーを使用する事業者等）に非化石電気使用の目標と実績の定期報告（開示は任意）を求めている。こうした規律について、より実効的な仕組みとするには、どのような施策が必要か。
- また、相対取引（個別のPPA）については、欧州の事例も参考としつつ、大規模な再エネ発電事業の実施に伴うリスクを再エネ発電事業者と需要家の間で適切にシェアすることが可能な契約のあり方の検討（モデル条項の提示などを含む。）を進めていくこととしてはどうか。

再エネ主力電源化に向けた非化石価値取引市場の課題整理（案）

総論

＜再エネの主力電源化に向けて＞

- 再エネの主力電源化に向けては、地域との共生や国民負担の抑制を図りつつ、
 - 再エネの導入拡大、特に非FIT/非FIPでの導入
 - 再エネの電力市場への統合に向けたFIP制度の活用促進（既認定FITのFIP移行を含む）
 - リパワリング等を通じた再エネの長期安定電源化 等を進めていく必要がある。
- そのためには、発電事業者によるFIT制度から自立した形（FIP制度・非FIT/非FIP）での再エネ電源への新規投資・再投資を更に進める必要があるところ、こうした投資を促進するうえでは、再エネ価値の本質や関連領域との関係性等も十分に踏まえた形で再エネ価値への需要を喚起していくことが重要である。加えて、再エネ価値が適切に評価され、取引される環境を整備することにも取り組む必要がある。
- 特に、発電事業者が大規模な新規投資・再投資を行うに際しては、需要家等のオフテイクーとの中長期の相対契約（PPA）の重要性がより一層増していくと考えられる。

＜非化石価値取引市場に関する課題整理の進め方＞

- こうした中、非化石電気の環境価値を取り扱う非化石価値取引市場（非化石証書制度）については、再エネ電気の環境価値を顕在化し、その円滑な取引環境を整備することにより、結果として適切な価格指標が提供され、FIT制度から自立した形での新規投資・再投資の促進につながることが期待される。
- しかし、現状の市場・制度については、これまでの入札で約定価格が下限価格（FIT証書：0.4円/kWh、非FIT証書：0.6円/kWh）に張り付くことが多いなど、こうした役割を果たすうえで様々な課題が指摘されている。
- そこで、本小委員会において、①2026年～2030年を見据えた短期的な時間軸、②2030年後を見据えた中長期的な時間軸の両面から、再エネ主力電源化を更に進めていくうえでの非化石価値取引市場（非化石証書制度）の課題について整理することとした。こうした課題も踏まえ、市場・制度のあり方について、関係審議会（制度検討作業部会等）で御議論いただくこととしてはどうか。

再エネ主力電源化に向けた非化石価値取引市場の課題整理（案）

①短期的な検討課題

<再エネ価値取引市場（FIT証書）>

- 足下の取引状況を見ると、約定量は着実に増加しているものの、これまで全ての入札で売入札量が約定量を大幅に上回り、約定加重平均価格は下限価格近辺に張り付いている状況にある。
- こうした取引状況に対しては、需要家が自ら参加可能なFIT証書市場の市場価格は環境価値の価格指標として事実上機能しているといった指摘や、足下は下限価格で安価に調達可能であるうえ、需給が今後逼迫しても上限価格が設定されており、結果として、需要家が中長期のPPAを締結するインセンティブが阻害されているといった指摘がなされている。
- そこで、下限価格（0.4円/kWh）については、こうしたPPAマーケットへの負の影響や、FIT証書が再エネ賦課金に支えられたもので、証書収入はその低減に充てられている点に鑑み、FIT証書市場を通じた需要家の環境価値へのアクセス性にも配慮しながら、価格水準の引上げについて早急に検討されるべきではないか。
- また、上限価格（4.0円/kWh）については、上記の事情に加え、設定当時と異なりFIT証書市場が自主的な調達に基づく市場となっている点も鑑み、その是非を含め早急に再検討されるべきではないか。

<高度化法義務達成市場（非FIT証書・再エネ指定）>

- 足下の取引状況を見ると、約定価格が上限価格となっている回もあるが、これまで多くの入札で売入札量が買入札量を上回り、約定価格は下限価格（0.6円/kWh）に張り付いている状況にある。
- こうした取引状況に対しては、政府が決定する需給バランスによって市場で売れ残りが生じる蓋然性が左右されているといった指摘や、FIP交付金から平均市場価格が控除されている中で、PPAを締結しない（又は締結できない）FIP電源は、市場で売れ残りが生じると控除分の収入確保が困難となるといった指摘がなされている。
- そこで、高度化法義務の達成手段というその基本的な性格を踏まえつつ、市場での証書の売れ残りを可能な限り減らすための方策（需給バランスの更なる引下げ等）について早急に検討されるべきではないか。

再エネ主力電源化に向けた非化石価値取引市場の課題整理（案）

② 中長期的な検討課題

- 再エネの主力電源化に向けては、非化石価値取引市場（非化石証書制度）について、再エネ電気的环境価値を顕在化し、その円滑な取引環境を整備することにより、結果として適切な価格指標が提供され、FIT制度から自立した形での再エネ電源への新規投資・再投資の促進につながることが期待される。
- 現行の市場・制度がこうした期待に応えるためには、2030年後を見据えた中長期的な時間軸において、以下のような検討課題が挙げられるのではないかと。また、こうした検討課題については、投資に必要な予見可能性の確保に係る論点も含め、早期に検討が開始されるべきではないかと。

投資促進

- ✓ 投資促進効果に応じて証書の価値を差別化するなど、再エネの環境価値への二重がFIT制度から自立した新規投資・再投資に繋がっていく市場・制度のあり方が検討されるべきではないかと。
- ✓ FIT証書については、FIT制度に基づき国民負担により買い取られた環境価値の再販であるという性格も踏まえ、その取扱いが検討されるべきではないかと。

価値の 顕在化

- ✓ 需要家の環境価値への二重の実態やその目的意識等を踏まえた制度設計が必要ではないかと。
- ✓ 需要家の環境価値への二重を高めるための取組を進める必要があるのではないかと。
- ✓ 需要家が参加できない非FIT証書（再エネ指定）の市場取引についても、需要家の環境価値への二重がその市況に反映されるよう、制度設計が検討されるべきではないかと。

他制度等 の動向

- ✓ 国内外の事業環境等の変化の動向（GX-ETS、RE100、時間的価値・場所的価値等）も踏まえて議論が行われることが望ましいのではないかと。

VII. G X 推進機構について

第35回洋上WG合同会議（2025/8/26）
資料1より抜粋（タイトルのみ変更）

- G X 推進機構は、G X 推進法に基づき、株式会社形態ではない認可法人として、産金学官が連携して、設立。
- 2024年7月にG X 推進機構が出資・債務保証の金融支援業務を開始して以降、民間企業・金融機関から75件を超える相談が寄せられており、現在、民間企業と金融機関との検討のサポートを行うなど、案件の組成や具体化に向けた支援活動を実施中。
- また、G X の内外の政策・ビジネス動向に関する調査業務や、個別業界・企業との関係を含む産官学の連携などG X GX推進の「ハブ」として機能も担う。

< 法人概要 >

- ①設立根拠：G X 推進法に基づき設立される認可法人
- ②業務開始：2024年7月1日
- ③体制：約40名
(理事長1名・COO（専務理事）1名・理事4名、
監事1名、運営委員7名、職員40名程度)
※順次業務を追加し、最終的には100名規模
- ④業務：
設立当初 金融支援業務（債務保証、出資）
26年～ CP 関連業務を追加
28年～ 化石燃料賦課金の徴収
33年～ 有償オークションの実施
+ 特定事業者負担金の徴収
※GX推進のため、企業連携の取組や調査・研究等も、あわせて実施。

< 債務保証・出資の対象となる類型 >

債務保証

【類型1】G X 新技術を用いたGXに資する事業

保証割合：80%～95%

【類型2】類型1以外のG X に資する事業

保証割合：50%～80%

【類型3】トランジション・ファイナンスにより資金調達する企業

保証割合：50%～90%

出資

【類型1】債務保証規程で定める類型1・類型2の事業を行う者

例：大規模な脱炭素プロジェクト・カーブアウト案件

【類型2】国内のG X に資する事業活動を行う者に対して投資するファンド

例：脱炭素分野の成長ファンド・脱炭素分野に特化したファンド

【類型3】G X 技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な活動を行う企業

例：ディープテック・スタートアップ（ミドル・レイター）

(参考) 国がGX推進機構に示す「支援基準」

第35回洋上WG合同会議（2025/8/26）
資料1より抜粋

- GX推進法第57条第1項に基づき、GX推進機構が金融支援業務（債務保証、出資及び社債の引受け）を実施し支援案件を決定する際に、GX推進機構が従うべき基準として国が定めるもの。
- GX推進機構が実施する金融支援業務は、GX新技術の社会実装を行う際に、技術・完工・需要リスク等があり不確実性が強い場合に、民間金融機関等が真に取り切れないリスクを特定し、その部分についてリスク補完することが基本。

支援基準の主な内容

■ 金融支援に当たって機構が従うべき基準

※以下の項目をいずれも満たす案件を支援。

- (1) 政府の方針との整合性
 - ・ GX推進戦略やクライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク等の政府方針に整合する活動
- (2) GXに資する技術の社会実装又は事業の推進
 - ・ 我が国企業が保有する新技術など、GX技術の社会実装又はこれを活用した事業
- (3) 民間で取り切れないリスクの補完
 - ・ 民間金融機関等が真に取り切れないリスクが存在し、その補完が必要であること
- (4) 支援対象となる事業活動の持続可能性その他の総合判断
 - ・ 支援対象の持続可能性のみならず、GX政策への貢献、民間金融への呼び水効果、トランジションファイナンス、ブレンデッド・ファイナンス等の新たな金融手法への進展への寄与、良質な雇用をもたらす効果等を総合的に勘案し、金融支援が必要とされること
- (5) 適切な経営・推進体制の確保
 - ・ 支援事業を効率的、効果的かつ確実に実施する体制の構築及び経営陣のコミットメントがあること

■ 金融支援全般について機構が努めるべき事項

- (1) 金融支援の基本的な考え方
 - ・ 民間がとれるリスクかどうかを踏まえる一方で、リスク補完を行わないことでGX推進に停滞を招かないよう、取るべきリスクはしっかり取ることを旨として、金融支援を行うこと 等
- (2) 金融支援を推進する体制の確保
 - ・ 積極的な案件発掘、外部有識者の意見の聴取、専門人材等の確保 等
- (3) 政府全体の政策との連携
 - ・ GX政策をはじめとする政府全体の施策との連携
- (4) GXの推進に向けた人材の育成
 - ・ 民間との積極的な人材交流やGX推進に関する学びの場の提供 等
- (5) ステークホルダーとの連携
 - ・ 多様なステークホルダーとの協働や他の政府機関との連携
- (6) 情報開示
 - ・ 情報開示を通じた運用の透明性の確保 等

VII. GX産業団地に係る支援パッケージ

第5回GX産業構造実現のためのGX産業立地WG
(2025/10/7) 資料1より抜粋

GX産業団地に係る支援パッケージ①(全体像)

GX産業団地の造成に取り組もうとする自治体については、一定の基準を満たしていれば、[GX戦略地域]として、その計画全体の総合サポートを行うとともに、既存の制度枠組みも上手く活用しつつ、①産業団地の整備、②電源等の整備、③当該団地への進出企業支援を一体的に提供していくのはどうか。

GX産業団地の整備に向けた一体支援



※ GX移行債による直接的な団地整備補助金の交付は想定していない

※ 既存の制度枠組みの活用の際には、それぞれの支援要件に基づき支援を行っていく

GX産業団地に係る支援パッケージ②（脱炭素電源地域に立地し、貢献する企業の支援）

GX産業団地への企業立地の誘導を図る観点から、「GX産業団地へ進出し、脱炭素電源を活用しながらGX関連投資を行う事業者」に対しての、投資支援を検討してはどうか。

GX関連投資

脱炭素と競争力の向上の
双方に資する新規投資

（投資例）

- 省エネルギー投資
- 先端的な生産設備の導入等



脱炭素電源の活用・地域の裨益

- I GX産業団地への企業立地
- II 脱炭素電源と紐づき（PPA等）
- III 新設電源の活用等、脱炭素電源の供給増に繋がる場合は上乘せ支援

※脱炭素電源の導入にあたっては、地域との共生が大前提

※投資促進策の基本原則を踏まえ、脱炭素電力を活用すること自体のGX価値も考慮しつつ、産業競争力の強化に繋がる事業について、分野横断的に支援を検討

VII. GX産業団地に係る支援パッケージ

第5回GX産業構造実現のためのGX産業立地WG
(2025/10/7) 資料1より抜粋

脱炭素電源地域に貢献する企業のGX関連投資支援の方向性（1 / 2）

- 企業のGX産業団地への立地は望ましいが対象は限定的。一方で、地域共生基金への出えんや企業版ふるさと納税等を通じて、域外から立地地域に貢献する手段もある。また、PPA契約の余地も現時点では限られており、脱炭素電力メニュー等を活用している事業者が多いのも実情。
- こうした状況を踏まえると、「脱炭素電源立地地域に貢献する事業者のGX関連投資」については、政策的価値に応じて支援強度を調整しつつも、GX戦略地域に限定せず、全国で後押しする方向で制度を検討してはどうか。

GX関連投資

脱炭素と競争力の向上の
双方に資する新規投資

(投資例)

- 省エネルギー投資
- 先端的な生産設備の導入等



脱炭素電源の活用・地域の裨益

貢献程度の濃淡



I

電源地域への
貢献

電源立地自治体
への企業立地

域外からの貢献
(地域共生基金／企業
版ふるさと納税等)

II

脱炭素電源との
紐づき

PPA

脱炭素
電力メニュー等

III

脱炭素電源の
供給増への貢献

新設・再稼働
電源の活用

既設電源の
活用

※脱炭素電源の導入にあたっては、地域との共生が大前提

※投資促進策の基本原則を踏まえ、脱炭素電力を活用すること自体のGX価値も考慮しつつ、産業競争力の強化に繋がる事業について、分野横断的に支援を検討

脱炭素電源地域に貢献する企業のGX関連投資支援の方向性（2 / 2）

- I. 電源地域との関係性、II. 脱炭素電源との紐づき、III. 脱炭素電源の供給増への貢献度合いを踏まえて支援強度を調整していくのはどうか。
- 例えば、地域共生を前提として、新設・再稼働電源をPPAで活用しつつ、当該電源立地自治体に企業立地する場合は、高い強度で支援を実施していくのはどうか。

支援強度のイメージ

I ～ III の価値を満たすほど、高い強度で支援していく。

- I 電源地域への貢献
- II 脱炭素電源との紐づき
- III 脱炭素電源の供給増への貢献

（事例）

- A PPAの活用／当該電源地域に企業立地／新設・再稼働電源の活用
- B 脱炭素電力メニューの活用／地域共生基金への出えん等／既設電源の活用

